

近世ヨーロッパにおける戦争と国家形成

— ヨーロッパ諸国家体系・宗派化・戦争 —

渋谷 聡

はじめに

ヨーロッパ史における「近世」、すなわち15世紀末から19世紀初頭におよぶ三百年を、「国民国家形成のための前史」として見なすことは、昨今許されなくなってきている。周知のとおり、宗教改革を契機として複数宗派による競合ないしは並存が常態となったことにより、ヨーロッパはもはや中世的な「一つなるキリスト教共同体」ではなくなった。このことが、宗派の相違をこえて臣民の規律化と管理統制を強化すること（「宗派化」）につながったために、ヨーロッパはより世俗化された領域的な主権国家群として、その様相を呈することとなった。

「領域的」な「主権」国家の編成原理については、「社団国家」論ないしは「複合国家」論の立場から、つとにその内容が明らかにされてきた¹⁾。これらの議論が共通して強調してきたのは、中央政府（多くの場合は王権）の支配下にあった諸々の領域を統治する権限が現実には現地の身分団体や都市といった諸身分によって掌握されていたために、中央政府の下にあると想定されていた「主権」そのものが、諸身分によって「分有」されていたことである。こうした特徴は、それじたいで十分にヨーロッパ近世に固有の側面をなしている。しかしながら、国家統合の視点のみから事態を単純化してしまうと、中央政府による諸領域の統合が進んでいけば、その先には、19世紀以降にその本格的な展開を見せることになる、国民国家の形成に向かうプロセスが続くことになる。このように、いささか短絡的な視点にとらわれてしまうと、ヨーロッパ近世は「国民国家形成のための前史」として位置づけられかねない。そうではないとするならば、この時代が有するもう一つの特徴とは何だろうか。

第二の特徴とは、先に述べたとおり、領域的な主権国家「群」として、言い換えれば、一つのまとまりをなす、原初的な主権国家のシステム（「ヨーロッパ諸国家体系」として、ヨーロッパ世界が立ち現れたところにある。この時代に各地の領域国家を核としてネイションの形成が進展したのは確かだが、その一方で、こうした動向とは相反するトランスナショナルとでも呼ぶべき動きも存在した。宗教、政治、商業においてヨーロッパ規模の範囲で展開された、様々な人的ネットワークがこれに相当する²⁾。これらのネットワークが構築される前提として、そもそも近世ヨーロッパ世界が個別のネイションを超えて交流しうる一つのシステムをなしていたこと、すなわち「ヨーロッパ諸国家体系」が形成されたことが考慮されなくてはならない。

1) 「社団国家」論については、次の文献を参照。二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」、同『フランスアンシャン・レジーム論 — 社会的結合・権力秩序・叛乱 —』岩波書店、2007年、219 - 262頁。柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、1983年、78 - 99頁。「複合国家」論については、さしあたり、次の文献を参照。近藤和彦「近世ヨーロッパ」『岩波講座世界歴史16 主権国家と啓蒙』岩波書店、1999年、45頁。

2) 近世ヨーロッパにおける多様なネットワークの展開については、西川杉子が牽引者となり、共同研究が進められている。西川を代表者とする科学研究費補助金（基盤研究B）による共同研究「近世ヨーロッパにおける宗教・政治・商業空間の構造展開」（2006 - 2009年度）の研究成果が、『ODYSSEUS』（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要）別冊1（2009年）として刊行されている。

諸国家体系が形成されたヨーロッパの近世は、他の時代には類例をみないほど、戦争が引き続いた時代でもあった。ヨハネス・ブルクハルトは、「戦争の頻発」を近世の時代的特徴であるとして、戦争を焦点にすることにより、近世ヨーロッパの体系的な把握を目指した。ブルクハルトの試みの中核をなすのは、「戦争の頻発」をもたらした原因を、主権国家の不安定さ、さらにはこれらの原初的な主権国家群から成る、形成途上の諸国家体系の不安定さに求めようとする認識である。こうした認識から、国家「間」の戦争であった近代以降の戦争とは異なり、国家の形成ないしは国家への帰属意識（アイデンティティ）の形成を促進する主要因として戦争を捉える視点が得られた。諸国家体系と国家の形成を論じるにあたって、宗派化、（歴史的政治文化としての）記憶、経済（と国家の未分離）という、これまでの研究においても重視されてきた三つの諸力を組み込むことで、ブルクハルトは、近世ヨーロッパを体系的に把握しうるシエマを提起することを試みた。

筆者は、2007年度から2009年度までの3カ年にわたり、日本学術振興会から科学研究費補助金（基盤研究B）の助成をうけて、共同研究「近世ヨーロッパの戦争から見る国家とアイデンティティの形成に関する総合的研究」を行った。この共同研究を遂行するにあたって、参照枠としたのが、ブルクハルトの議論、とりわけ1997年に公開された大部の論文「平和なき近世——ヨーロッパの恒常的戦争状態に関する試論」（以下、「平和なき近世」）である³⁾。筆者のねらいは、神聖ローマ帝国の国制（帝国国制）の枠組みを再評価することを念頭においたブルクハルトの議論に対し、他の地域の事例と対置させながらこれを相対化することにより、近世ヨーロッパを理解するための新たな認識枠組みを獲得することにあつた。比較対照の見地からブルクハルト説の検討を行うために、筆者は五名の研究分担者から協力をいただくことができた（イングランド：指昭博、井内太郎、フランス：佐々木真、ポーランド：小山哲、スウェーデン：古谷大輔）。さらに、ブルクハルトをはじめ、彼が所属する、アウクスブルク大学ヨーロッパ文化史研究所のスタッフにも、海外からの研究協力者として、私たちの共同研究に参加していただいた⁴⁾。

本稿は、この共同研究で得られた成果をも援用しつつ、ブルクハルト説の妥当性とその可能性について、検証を試みるものである。検証の作業にあたっては、「平和なき近世」、ならびに、この論文の論点を継承・発展させた内容でもって、共同研究の過程で行われた講演「近世ヨーロッパにおける戦争と平和」（2008年11月、以下、「戦争と平和」⁵⁾）を取り上げることにしたい。

-
- 3) Johannes Burkhardt, "Die Friedlosigkeit der Frühen Neuzeit. Grundlegung einer Theorie der Bellizität Europas", in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, Bd. 24-4, 1997, pp. 509-574. 以下、「Friedlosigkeit」と略記。邦訳：ヨハネス・ブルクハルト、鈴木直志訳「平和なき近世（上）——ヨーロッパの恒常的戦争状態に関する試論」『桐蔭法学』第8巻第2号、2002年、198-255頁（以下、「平和なき近世（上）」と略記）、「同（下）」『桐蔭法学』第13巻第1号、2006年、91-146頁（以下、「平和なき近世（下）」と略記）。ブルクハルトは1943年に生まれ、ハンブルク、テュービンゲンの両大学で歴史学、哲学、ゲルマニステイクを修め、アウクスブルク大学近世史講座教授を経て、アウクスブルク大学ヨーロッパ文化史研究所に着任した後、長らく同研究所のディレクターを務めてきた。2008年には同研究所を定年により退職したが、その後も研究所に籍を置いて、研究活動を継続している。「平和なき近世」の研究史上の意義をはじめ、政治史、経済史分野に関するブルクハルトの業績の位置づけについては、鈴木による「訳者前文」を参照されたい。加えて、近世ヨーロッパにおける「メディア革命」（活版印刷術の発明とこれに関連して展開した多様な情報伝達など）をはじめとするメディアの諸相についても、積極的に研究を展開しており、当該分野に関する知見を織り込んだ著作も多数著している。代表的な著作としては、以下を参照。Burkhardt, *Das Reformationsjahrhundert: Deutsche Geschichte zwischen Medienrevolution und Institutionenbildung 1517-1617*, Stuttgart 2002.
- 4) 共同研究による研究成果については、和文版、欧文版の双方で、研究成果報告書としてまとめている。渋谷聡編『近世ヨーロッパの戦争から見る国家とアイデンティティの形成に関する総合的研究』2010年（以下、「研究成果報告書」と略記）。Akira Shibutani (ed.), *The Synthetic Study about the Formation of States and Identity from the Viewpoint of Wars in Early Modern Europe*, 2010.

1 ブルクハルト説の概略について

本章で検討するブルクハルトの論文「平和なき近世」は、鈴木直志によって翻訳されている。以下では、鈴木による解説もふまえることにより、ブルクハルト説の概略を大まかに示すことにしたい。

近世の時代的特性として、戦争が頻発したことにブルクハルトは着目する。戦争の頻発という現象について、彼は「戦争の凝集」Kriegsverdichtung、「平和のなさ」Friedlosigkeit ないしは「恒常的な戦争状態」Bellizität といった概念を用いて表現している。「平和なき近世」は、「戦争の凝集」（戦争の頻発）を焦点として、近世ヨーロッパ史の体系的な把握をはかる試みである。

ブルクハルトによれば、この時代における「恒常的な戦争状態」は、生成途上にあった主権国家そのものの不安定さ、さらには不安定な諸国家を構成要素とする諸国家体系そのものも不安定であったことによりもたらされた状態であった。それと同時に、この諸国家ならびに諸国家体系の不安定さが、戦争をつうじて、いって程度解消されたことにも注目されなくてはならない。この点からすれば、近現代における戦争が、一応の完成を見た国家と国家の間で展開された戦争、すなわち国家「間」の戦争であったのに対して、近世の戦争は、国家を生成する戦争、いわば国家「形成」の戦争であった、とされる。

以上のような目的のもとに執筆された「平和なき近世」は、次のような構成をとっている。

- I 平等の欠如：形成途上の諸国家体系における対等な秩序をめぐる紛争
 - a 普遍主義に立脚する諸勢力の競合と縮小
 - b 地方の諸身分による下からの国家形成の承認をめぐる闘争
 - c 二元的な帝国体制がもたらす平和の攪乱
- II 制度化の未成熟：不完全な国家が持つ安定性の欠如
 - a 君主制ないし王朝の頂点が抱える不安定性
 - b 軍事面での不安定化要因
- III 自立性の不足：戦争という随伴現象を伴いながら国家形成を支えた諸力
 - a 宗派による支え
 - b 経済による支え
 - c 記憶による支え
- IV 結論と展望：恒常的戦争状態の時代理論から動的な平和理論へ

I において、近世における戦争と国家に関して、大前提となる見通しが示される⁶⁾。カトリックの普遍主義にもとづく「ひとつのヨーロッパ」から出発したこの世界においては、国家間の対等原則は所与の前提ではなかった。普遍主義を標榜する諸勢力間の競合、さらにはこれらの強国に対して、下からの国家形成（独立）の承認を求めて反旗を翻した地方の諸身分の闘争が、「形成途上の諸国家体系における対等な秩序をめぐる紛争」（傍点筆者）として展開されたために、戦争が頻発したのである。ここには、複合国家を主要な関心の対象としていたにもかかわらず、「軍事技術の変革にともなう大規模な人的かつ物的資源の調達を社会に要請することをつうじて、集約的な国家経営の原点が築かれた」とした「軍事革命」論者の見通しに対し、近世固有の国家観ならびに社会観を織り込むことで、これを乗り越えようとするブルクハルトの意

5) Burkhardt, "Krieg und Frieden im frühneuzeitlichen Europa", in: Shibutani (ed.), *op. cit.*, pp. 47-66; 邦訳：ブルクハルト、鈴木直志訳「近世ヨーロッパにおける戦争と平和」、渋谷編『研究成果報告書』、53-71頁（初出は『桐蔭法学』第15巻第2号、2009年、1-22頁）。なお、本講演のエッセンスは、次の論文において示されている。Burkhardt, "Auf dem Weg zu einer Bildkultur des Staatensystems. Der Westfälische Frieden und die Druckmedien", in: Heinz Duchhardt (Hrsg.), *Der Westfälische Friede: Diplomatie - politische Zäsur - kulturelles Umfeld - Rezeptionsgeschichte*, München 1998, pp. 81-114.

6) Burkhardt, "Friedlosigkeit", pp. 515-538. ブルクハルト、鈴木訳「平和なき近世（上）」208-228頁。

図が示されている。ここで重要な論点となりうる、「軍事革命」論との関連については、第3章で述べることにしたい。

普遍主義諸国の競争を縮小させる契機となったのが、国家間に相互対等の原則をもたらした、1648年のヴェストファーレン（ウェストファリア）講和会議である。この会議において、ハプスブルクの大帝国は解体され、条約を締結する当事者たちは互いに主権国家の代表として認め合うことになった。「戦争と平和」では、「多数国家（の並存）」*Mehrstaatlichkeit*が原則とされたところに、ウェストファリア講和会議の意義が認められている⁷⁾。諸国家体系の進展にとって重要な起点となった、ウェストファリア体制との関連については、第2章でふれることにする。

普遍主義的な国家形成の道と地方の身分制にもとづく道とが、神聖ローマ帝国ほどに持続的に絡み合っていたところは他にない。帝国という普遍的な次元では、諸領邦にまたがる帝国の諸機関（帝国首長、帝国議会、帝国裁判所、帝国クライス）が制度的に完成されていた。個々の帝国諸身分が統治権を有する領邦や都市の次元では、各領域の行政が認められていた。この二重国家の性質こそが今日にまでおよぶドイツの連邦制の基礎をなしており、帝国に攻撃戦争や対外拡張戦争を許さない仕組みを生み出した⁸⁾。「平和なき近世」では、帝国そのものが「専守防衛的な性格」を有していたにもかかわらず、近隣諸国（とりわけルイ14世親政期のフランス）との関係から、対外戦争に巻き込まれてしまったことが述べられている⁹⁾が、「戦争と平和」では、ウェストファリア条約以後は、帝国のみが「平和の孤島」となりえたとき、帝国に対するさらに積極的な評価が示されている¹⁰⁾。この点については、第2章でコメントを加えることにしたい。

Ⅱでは、当時の国家が抱えていた不安定要因として、主要な二つの要因について検討がなされている¹¹⁾。とりわけ、二つめの不安定要因とされている、「軍事面での不安定化要因」として、軍事企業家（傭兵隊長）に軍隊行政を委託せざるをえなかった、「当時の軍事組織に特有の未成熟状態」があげられているのは興味深い。明示的には示されていないものの、ここには「軍事革命」論に対する重要な批判点のひとつが継承されているからである。

ここまでの議論をふまえたうえで、Ⅲにおいては、「戦争という随伴現象を伴いながら」、不安定な国家にいつかの安定性をもたらした要因として、宗派・経済・記憶の三者が検討される¹²⁾。「軍事革命」論者にとっては、国家形成を促進する要因として重要性を有したのは「軍事技術の変革（革命）」であったのに対し、これを補う要因としてこの三者が重視される。とりわけ「経済」の重要性を論じるに際しては、「軍事革命」論を批判的に継承するなかから提起された、ジョン・ブリュアによる「財政＝軍事国家」論が援用されていることが重要であろう¹³⁾。また、「宗派」と「記憶」（ローマ帝国理念の普遍主義諸勢力による継承

7) Burkhardt, *op. cit.*, p. 527. ブルクハルト、同上邦訳、218頁。

8) Burkhardt, *op. cit.*, pp. 537-538. ブルクハルト、前掲邦訳、225 - 227頁。帝国の連邦の体制については、さしあたり次の拙著を参照。渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究 — 等族制集会和帝国クライス —』ミネルヴァ書房、2000年。

9) Burkhardt, *op. cit.*, pp. 537-538. ブルクハルト、前掲邦訳、227 - 228頁。

10) Burkhardt, "Krieg und Frieden im frühneuzeitlichen Europa", in: Shibutani (ed.), *op. cit.*, pp. 56-57. ブルクハルト、鈴木直志訳「近世ヨーロッパにおける戦争と平和」、渋谷編『研究成果報告書』61 - 62頁。

11) Burkhardt, "Friedlosigkeit", pp. 538-548. ブルクハルト、鈴木訳「平和なき近世（下）」92 - 101頁。

12) Burkhardt, *op. cit.*, pp. 548-570. ブルクハルト、同上邦訳、101 - 123頁。なお、私たちの共同研究では、井内太郎が普遍主義と経済の関連、佐々木真が普遍主義、宗派、記憶の三者の関連について、他地域の事例にもとづく研究を行い、ブルクハルトの指摘をさらに展開させた。井内太郎「近世ブリテン帝国とアルマダの戦い」、渋谷編『研究成果報告書』8 - 20頁。佐々木真「戦争と17世紀のフランス — 正戦と王国の記憶 —」、渋谷編『研究成果報告書』30 - 37頁。

13) Burkhardt, *op. cit.*, p. 557, note 189. ブルクハルト、鈴木訳「平和なき近世（下）」109頁、138 - 139頁（注189）。John Brewer, *The Sinews of Powers. War, money and the English state 1688-1783*, London 1989. 邦訳：ジョン・ブリュア、大久保桂子訳『財政＝軍事国家の衝撃 — 戦争・カネ・イギリス国家 1688 - 1783 —』名古屋大学出版会、2003年。

など)によって、国家を支える言説が形成される折には、大前提としての「普遍主義」が関わってくるであろうことは言うまでもない。宗派に関しては、ハインツ・シリnkの議論を継承しながら、国際システムの形成にあたって宗派化 Konfessionalisierung が果たした役割の大きさが注目されている。宗派ないしは宗派化をめぐる議論については、第2章で論ずることにしたい。

以上、不十分ながら、ブルクハルト説のエッセンスを概括してみた。ブルクハルトの議論には、「軍事革命」論、「複合国家」論、諸国家体系（ウェストファリア体制）と宗派化など、1980年代以降、近世ヨーロッパ史の研究において焦点とされてきた論点が、各所にちりばめられている。以下では章をあらため、いくつかの論点にしばって、検証を試みることにしたい。

2 ヨーロッパ諸国家体系と宗派化

(1) ウェストファリア体制と宗派化

国際法史研究においては、おおむね次の二つの点が重視されてきた。第一に、諸国家体系が形成されるうえでウェストファリア条約が起点をなしたこと、第二に、この点と関わりながら、同条約が宗派化にとっては終点としての意義を有したこと、以上の二点である。以下では、明石欽司の研究¹⁴⁾、ならびに国際法史研究にも少なくない影響を及ぼしている近世ドイツ国制史（帝国国制史）研究との関連では、伊藤宏二の研究¹⁵⁾にも依拠しつつ、ブルクハルト説を理解するうえで必要な議論を整理しておくことにしたい。

「近代の国際関係と国際法の歴史はウェストファリア条約とそれによって設定された『国際』関係をもって始まる」とする評価が、ウェストファリア条約に対する伝統的な評価である。要するに、ウェストファリア条約により設定された近代的な、国際法的規範もふくめた、国家間関係の総体を「ウェストファリア体制」と名づけ、これとの比較において現代の国際関係や国際法の変化を考えるという思考方法である。こうした認識は、国際政治学、国際関係論、国際法学の研究では依然として通用している¹⁶⁾。翻ってヨーロッパ近世史研究にそくして見るならば、ウェストファリア体制の成立、すなわち1648年を分岐点として、それ以前を近世の前半期、それ以後を近世の後半期とみなす見方が、暗黙の了解事項とされてきた観がある。

しかしながら、こうした伝統的評価も、国際法史の領域においては、およそ1990年前後から、見直されるようになってきた。その結果、ヨーロッパ政治社会の長期にわたる変容過程のなかにウェストファリア条約を位置づけることにより、これを全ヨーロッパにおよぶ国際法システムの「萌芽」とみなし、「勢力均衡」という政治的原理がここから徐々に定着していった、とする評価へと変わりつつある¹⁷⁾。その際にとりわけ重要なのは、明示的に言及されてはいなかったものの、当事国（および帝国諸身分）による「条約擁護義務」、当事国のための「同盟権」、条約規定に違反する国家に対する「干渉権」が承認されていたため、勢力均衡を維持するための要素が、ウェストファリア条約の中に確実に含まれていたことである¹⁸⁾。17世紀後半においても戦争は頻発し、その都度講和条約が結ばれたが、これらの諸条約には、勢力均衡に関する言及は見られなかったにもかかわらず、何らかの形でウェストファリア条約への配慮が示されていた¹⁹⁾。ウェストファリア条約の効力が全面的に承認され、勢力均衡を構築し、維持する構えが初めて示されたのは、ス

14) 明石欽司「欧州近代国家系形成期の多数国間条約における『勢力均衡』概念」『法学研究』第71巻第7号、1998年、49-80頁（以下、「第1論文」と略記）。同「ウェストファリア条約研究の現在——国際法史研究の一側面——」『法学研究』第75巻第2号、2002年、29-55頁（以下、「第2論文」と略記）。

15) 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国——ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン——』九州大学出版会、2005年。

16) 明石、「第2論文」30-33頁。

17) 明石、同上論文、39-41頁。

18) 明石、「第1論文」54-57頁。

19) 明石、同上論文、59-64頁。

ペイン継承戦争の講和条約であるユトレヒト条約（1714年）においてであった。この条約では、「フランスとスペインという大国が結合し、他国に対して支配的地位を築くことを抑止する」という目的が当事国間で共有されていたため、勢力均衡によるヨーロッパ全体の平和の構築とその維持が意識されていた²⁰⁾。

ブルクハルトにおいても、ウェストファリア体制に関するこのような認識は、共有されている。前述したとおり、彼によれば、ウェストファリアの講和会議において「多数国家が対等である」とする原則が認められた。しかしながら、この原則が定着を見たのは、スペイン継承戦争の終結以降、すなわちユトレヒト条約締結以降のことであり、勢力均衡の原理のもとで、諸国家体系という新しい国家間平等の原則が理解されるようになった、とされる²¹⁾。

わが国の研究者からも注目が寄せられてきたシリंकは、宗派化の観点からウェストファリア体制についても言及している。シリंकによれば、ウェストファリア条約が受容されたことにより、同時代および後世に対して、二つの帰結がもたらされた。第一に、前述の指摘とも重なるが、この条約およびこれ以後の諸条約が、条約当事国間の同等性にもとづいていたことである。国家間の同等性は、ヨーロッパの政治文化的伝統となり、普遍主義を排除し、国家間の多様性をも保護することになった。第二の帰結は、政治の宗派体制からの解放である。啓蒙主義以降の世俗化とは異なるものの、同条約の政治理解からは、宗派的な要素が後退することになった。ウェストファリア条約以降、ヨーロッパでは宗教戦争が不可能化されたのはそのためである²²⁾。以上のような認識から、ウェストファリア条約は宗派化の終点として、位置づけられている。

宗派および宗派化の及ぼした影響について、ブルクハルトはおおむねシリंकの説を認め、宗派化が国内においては国家形成を進め、国際政治のレベルでは諸国家体系の前段階となる国際システムの形成を促進した点に注目している²³⁾。しかしながら、宗派化の終点という問題に関してはシリंकの理解とは異なり、18世紀にいたってもなお、宗派に端を発した国家対立が影響を及ぼし続けたとしている。宗派問題が戦争の誘因でなくなるのは、18世紀後半以降に宗教的寛容と国家の自律が確立した後のことであるとされている²⁴⁾。

以上から、ブルクハルト説においては、ウェストファリア体制に関連して、次の二点が配慮されているといえよう。第一に、国際法史研究の新たな動向がふまえられ、ウェストファリア条約によって生み出された多数国家の並存・対等の関係、すなわち勢力均衡の原理は、1714年のユトレヒト条約締結の時点までの長期的な過程のなかで、ヨーロッパ諸国によって経験され、学ばれていった、とする理解にもとづく。第二に、1648年を宗派化の終点と見なすシリंक説に対しては、18世紀後半にまでその影響が及んだものとする修正がほどこされた。概括するならば、1648年を絶対的な区切りと見なすのではなく、そこからおおむね18世紀半ばまでにおよぶ長期のプロセスとして、ウェストファリア体制を再定義した、ということになるだろう。

なお、こうした理解にもとづいて、諸国家体系における神聖ローマ帝国の連邦制的な編成を重視する立場から、帝国が攻撃戦争や対外拡張戦争を許容しなかったために「平和の孤島」となりえたことが、ブルクハルトによって強調されている²⁵⁾。しかしながら、連邦制的な編成において要の位置をしめた帝国議会について見るならば、宣戦布告・条約締結などの重要案件に関する決定権について、再三議論が重ねられたにもかかわらず、連邦を構成する帝国諸身分の票決権に配慮するあまり、実効的な手続きを定めるにはいたらなかった。帝国議会そのものは、平和形成にむけて有効な決定を下すことができなかったのである。むしろ実際に平和の維持に貢献したのは、帝国の諸制度と連携しながら地域ごとに結ばれた等族同盟であった²⁶⁾。したがって、帝国の連邦制的な編成を過度に強調する点については、なお留保すべき余地がある。

20) 明石、同上論文、67-71頁。

21) 前掲の註7)を参照。

22) 伊藤、前掲書、20-24頁。Heinz Shilling, "Der Westfälische Friede und das neuzeitliche Profil Europas", in: Duchhardt (Hrsg.), *op. cit.*, pp. 1-32.

23) Burkhardt, "Friedlosigkeit", pp. 552-553. ブルクハルト、鈴木訳「平和なき近世(下)」104-105頁。

24) Burkhardt, *op. cit.*, pp. 553-554. ブルクハルト、同上邦訳、106-107頁。

25) 前掲の註10)を参照。

宗派化の影響が及んだ時期の下限（シリンクでは1648年、ブルクハルトでは18世紀半ば）に関しては、近世ポーランド・リトアニア史の立場から、小山哲により新たな提起がなされた²⁷⁾。小山によれば、ポーランド・リトアニア共和国では、ウェストファリア体制の成立以降に「宗派化」の傾向はむしろ強化された。それは、次の二つの時期に集中的に現れる。すなわち、17世紀後半から18世紀前半においては、ロシア、スウェーデン、オスマン帝国など非カトリック諸国との戦争が引き続いたために、共和国における軍隊と社会の「カトリック化」が促された。他方、第一次ポーランド分割が生じた18世紀後半には、分割を行った三国にとっては「宗派」が戦争遂行を正当化するイデオロギーとして機能し、解体の危機に瀕した貴族連合型国家ポーランドの側では、「国民的結集」の核として「宗派」がなおも機能していた。こうした事例をふまえることにより、近世的な複合国家による「戦争の凝集」状態から近代的なネーションの形成をめぐる戦争への移行ないし転換を展望するうえで、宗派化が興味深い素材となりうることを示されている。

(2) イングランドと宗派化

イングランドにおいては、大陸ヨーロッパとは異なった文脈で、宗派化を語ることができそうである。イングランド艦隊によるスペインのアルマダ艦隊撃退（1588年）が「神話化」されるプロセスから、指昭博は、プロテスタント国家としてのイングランドの宗派化について論じている²⁸⁾。

アルマダ海戦の神話化は、同時代から始まっていた。当時、戦いの背後では、書物やパンフレット、図像を通じて、愛国主義が鼓吹され、スペインへの敵意が煽られていた。さらにこの戦争は、「宗教戦争」として語られていた。すなわち、敬虔なカトリック教徒であるフェリペ2世により、このイングランド遠征が異端討伐の戦いと見なされていたのに対し、イングランド側では、海戦での勝利がイングランドとその宗教（プロテスタンティズム）に与した結果であると理解された。このような理解から、プロテスタントの神に選ばれた国という意識が生まれたと考えられる。

このようなアルマダ撃退の位置づけと取り扱いは、戦いの後も、さらにはエリザベス1世の治世が終わった後も継承された。ここから、エリザベス女王の神格化と反カトリック言説が生じ、様々な図像イメージによるその具体化をへることにより、「プロテスタント国家」としてのイギリスを支える神話が形成されることとなった。すなわち、アルマダ撃退の神話化は、言説と視覚メディアを通じて神話化されることで、プロテスタント国家としてのイングランド（イギリス）における国民意識の基盤を形成することになった。

こうしたプロセスに、指は一種の「宗派化」のプロセスを読み取っている。すなわち、「反スペイン＝反カトリック」という枠組みがつくられ、継承されることで、神学的には性格の曖昧なイングランドの「プロテスタント信仰」が、プロテスタント国家を支える中核の位置へと高められたからである。

3 「軍事革命」論を超えて

本章では、「戦争の類発」に関するブルクハルトの枠組みを、マイケル・ロバーツ、ジェフリ・パーカーら、アングロサクソン系研究者によって主導されてきた、「軍事革命」論との関連から検討することを試み

26) 渋谷聡「神聖ローマ帝国における平和形成——帝国議会との関連から」、渋谷編『研究成果報告書』120-124頁。Akira Shibutani, "Friedensbildung und Reichstage im Alten Reich", in Shibutani (ed.), *op. cit.*, pp. 120-125. ブルクハルトの議論に対する批判点の選択にあたっては、皆川卓²⁹⁾の論考が参考になった。皆川卓「神聖ローマ帝国は連邦国家か?」『創文』518号、2009年、6-9頁。同「ハプスブルク朝神聖ローマ帝国統治体制の諸相」、佐藤勝則編『比較連邦制史研究』多賀出版、2010年、63-98頁。

27) 小山哲『「軍事革命」の向う岸——近世ポーランド・リトアニア共和国における軍隊・国家・宗教』、渋谷編『研究成果報告書』44-50頁、ここでは48-50頁。

28) 指昭博「アルマダ撃退の神話化」、渋谷編『研究成果報告書』21-29頁。同様の趣旨にもとづく議論は、リンダ・コリーによってつとに提示されている。リンダ・コリー、川北稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会、2000年。

る²⁹⁾。ブルクハルトの議論において、「軍事革命」論に対するアンチテーゼを提示しようとする意図が明示的に表明されているわけではない。しかしながら、「軍事革命」論、さらにはこれを受けて発展してきた軍事史研究のなかにブルクハルト説を位置づけてみることにより、ブルクハルトのねらいをさらに明確にすることができると考えられる。その際、つぎの二点に注目することにした。第一に、「軍事革命」論においては、神聖ローマ帝国（ドイツ）がその「辺境部」として見なされてきたこと、第二に、第二次世界大戦後のドイツにおいて、軍事史研究そのものが立ち後れてきたことである。しかも、この二つの論点は、「二重の遅れ」として相互に関連し合っているように見える。いささか穿った見方をすることが許されるなら、この遅れを乗り越えて、より包括的な射程を提示しようとしたところに、ブルクハルト説の眼目があるように思われる。

(1) 「軍事革命」論と近世ドイツ史研究

「軍事革命」論において、神聖ローマ帝国（ドイツ）の大半の地域は、その普及を見なかった「辺境部」として扱われてきた。パーカーは、「対攻城砲要塞を築造する『イタリア式築城術』の普及」が帝国では進まなかったことを指摘し、三十年戦争において戦闘が多かった理由をここに求めている³⁰⁾。パーカーの基準からすれば、集権的な国家経営とは対極の位置にあった帝国独自の国家形成については、後述するポーランドにおける国家形成と同様に、考慮すべき対象とは見なされなかったように思われる。

しかしながら、近世の国家を多様な地域から成る複合体（複合国家）として理解する今日の研究動向からすれば、集権的な国家経営の成立を主要な着眼点とする「軍事革命」論の国家観は、もはやそのままでは成り立たなくなっている。「軍事革命」の普及を見ずとも、「宗派化」を一つの有力な契機（1555年の「アウクスブルクの宗教平和」など）として、諸領邦からなる「連邦的体制」を帝国は生み出すことができたからである³¹⁾。諸国家体系（ウェストファリア体制）の形成と密接な関連を有していた帝国の存在意義を強調することにより、「軍事革命」論の射程では把握しきれなかった、近世国家の特徴的な側面が照射されることになったといえよう。

次に、軍事史研究そのものとの関連にそくして考えてみよう。

周知のとおり、「軍事革命」論は、主としてアングロサクソン系の歴史家たちを中心として議論されてきた。近世のみならず、近現代までをも対象とした軍事史研究全般に関しても、同様に英米の研究者が主要な担い手であるのが現状である。

これとは対照的に、ドイツにおける軍事史研究は、明らかに立ち後れてきた。第二次世界大戦におけるナチズムの経験により、ドイツにおいて軍事史研究が長らくタブーとされてきたことが、その背景にあったからである。このため、近世、近現代の双方において、軍事史研究という分野では、長らくドイツの研究は英米の研究の後塵を拝してきた。もっとも、1980・90年代に入ると、とりわけ「軍隊の社会史」ないしは「下からの軍事史」という切り口から、ドイツにおいても軍事史研究がさかんに行われるようになってきている³²⁾。

ドイツにおける軍事史研究の活況について、近世史研究の視点から考えてみたばあい、「軍事革命」論に

29) 「軍事革命」論については、大久保桂子による詳細な紹介と考察がある。大久保桂子「ヨーロッパ『軍事革命』論の射程」『思想』第881号、1997年、151-171頁。「軍事革命」論をめぐる近年の議論については、次の文献を参照。Robert M. Citino, "Military Histories Old and New: A Reintroduction", in: *American Historical Review*, Vol. 112-4, 2007, pp. 1070-1090.

30) Geoffrey Parker, *The military revolution. Military innovation and the rise of the West, 1500-1800*, second edition, Cambridge 1996, pp. 24-26. 邦訳：ジェフリ・パーカー、大久保桂子訳『長篠合戦の世界史——ヨーロッパ軍事革命の衝撃 1500～1800年——』同文館、1995年、37-39頁。

31) 近世の帝国国制に付随した多様な側面に着目した、アメリカ学界における成果の一つとして、次のものがある。Politics and Society in the Holy Roman Empire 1500-1806 (*The Journal of Modern History*, Vol. 58, Supplement), 1986.

対する批判点が発展的に継承されてきたことが重要である。その代表的な論点は、「軍税制」に着目することで、近世国家における「暴力の分散性」に対する注意を喚起した、デイビッド・A・パロットによって提起された³³⁾。「軍事面での不安定化要因」を論じた節(Ⅱ-b)では、明示的に言及されることはないものの、軍事企業家(傭兵隊長)による軍隊行政を統御することができなかった国家の様相が描かれているところから、パロットによる批判点が受容されていることがうかがえる³⁴⁾。さらに、「軍事革命」にともなう背負いきれない負担を進んで軍事企業家にゆだねることにより、近世国家はこれを社会(都市や農村)に転嫁することになったわけであるが、ここから、都市に駐屯した軍隊の宿営の実態など、軍隊と社会との接点に注目する視点がえられ、「軍隊の社会史」が発展する契機になったと見ることもできよう³⁵⁾。

このように、ドイツにおける軍事史研究は、「軍事革命」論に対する批判点を有効に受容することにより、独自の視点と立ち位置をえて、その初期における立ち後れを挽回しつつあるようにみえる。こうした軍事史研究の成果もふまえて、さらには宗派、経済、政治文化(その中核には記憶が位置する)など、国家形成を促進した他の重要な要因にも目配りすることにより、ブルクハルト説は、「戦争と国家」を総合的に論ずる射程を獲得することを目指している。この点からすれば、ブルクハルトの議論は、「軍事革命」論を超えようとする試みとして読まれるべきであろう。

(2) 「軍事革命」の「典型」と「辺境」から

私たちの共同研究は、対照的な二つの事例から、「軍事革命」論の不足を補い、その射程をさらに拡張しうる議論を提起することができた。すなわち、一方で、「軍事革命」の「典型」例と見なされてきたスウェーデン、他方で、「軍事革命」の影響が遅れて及んだ「辺境」地域、もしくは「軍事革命」が「不発」に終わった地域として言及されてきたポーランド・リトアニア共和国の事例である。以下では、二つの事例にもとづく議論について、概括的に紹介することにしたい。

「軍事革命」と国家形成をめぐる議論において、近世スウェーデンはつねにその嚆矢として論じられてきた。北方の辺境国であったスウェーデンが17世紀に急激に勃興し、国際戦争での軍事的優位を確保しえたことに対する関心から、当時のスウェーデン国家は、「軍事革命」を実現し、近代国家の原型となる集約的な国家経営の先駆けとしてイメージされることになった。しかしながら、古谷大輔によれば、「軍事革命」論によって主張された軍事国家としてのスウェーデン・イメージには限界があるとされる。なぜなら、外地での戦争におけるスウェーデンの戦術的優位は1630-32年という短期間に限られており、戦争がドイツにおいて長期化するにつれて、国内の人的資源動員に基盤をおいた軍隊の構成では対処が不可能になったからである。実際には、バルト海世界に広範囲に及ぶ資源動員にもとづいてスウェーデンの対外戦争は遂行されたのだが、従来の「軍事革命」論においてはこうした実態に目が向けられることはなかった。

スウェーデンが対外戦争を遂行するためには、新たな戦術や統治の情報、兵員・借入金といった人的・物的資源について、バルト海世界のネットワークに依拠せざるをえなかった。このネットワークにもとづいて

32) このような動向を代表する研究としては、次のものがある。Benigna von Krusenstjern und Hans Medick (Hrsg.), *Zwischen Alltag und Katastrophe. Der Dreißigjährige Krieg aus der Nähe*, Göttingen 1999. ドイツにおける研究動向に触発されて、わが国においても、歴史的観点から軍隊を考える研究会(「軍隊と社会の歴史」研究会)が2001年に結成された。同研究会による共同研究の成果として、以下の文献が刊行されている。阪口修平・丸島宏太編『軍隊』(近代ヨーロッパの探求12)、ミネルヴァ書房、2009年。ラルフ・プレーヴェ、阪口修平監訳、丸島宏太・鈴木直志訳『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』創元社、2010年。

33) 大久保、前掲論文、159-161頁。

34) Burkhardt, "Friedlosigkeit", pp. 541-548. ブルクハルト、鈴木訳「平和なき近世(下)」95-101頁。

35) 次の研究も参照。Peter Burschel, *Söldner im Nordwestdeutschland des 16. und 17. Jahrhunderts. Sozialgeschichtliche Studien*, Göttingen 1994. このような研究動向をふまえて著された研究の一例として、つぎの拙稿も参照されたい。渋谷聡「三十年戦争における『宿営社会』」、前川和也編『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、2009年、309-333頁。

形成された、スウェーデンを核とする広域支配圏こそが、各地の様々な政治秩序や社会集団がスウェーデン王のもとに寄り合う「複合国家」、すなわちバルト海帝国であった。このバルト海帝国に国家編成の統合軸を提供したのは、軍事力を背景としたスウェーデン王の保護者としての権威であり、王と編入された地域との間に形成された軍事的な庇護関係が、スウェーデン王を核とする広域支配圏における統合の基盤をなしていた³⁶⁾。

一方で、遅れて影響が及んだ「辺境」地域として見なされてきたポーランド・リトアニアの事例は、「軍事革命」論の射程、とりわけその論理構造に対して、根本的な見直しをせまるものである。「軍事革命」論では、軍事技術や戦略上の革新が国家の行・財政構造における集権化をもたらし、社会に対してはその規律化をもたらした、とされる。ところが、小山哲によれば、ポーランド・リトアニアの事例からはむしろ、軍事技術が変化しただけでは集権的な国家の形成には至らないことが示唆される。「イタリア式築城術」などの移転された技術が当該の社会にいかなるインパクトを与えるかは、これを受け入れる側の社会構造や国家体制に大きく左右されるからである。

近世のポーランド・リトアニアは、ポーランド王国とリトアニア大公国を中心として複数の地域が合同することにより成立した複合国家であり、シュラフタ身分が国王を選挙で選び、議会を中心として国政を運営する貴族共和政国家であった。シュラフタが騎兵（「軍事革命」論では正当な評価を受けていない）として軍隊の主力を構成したポーランド・リトアニア軍は、王権による中央集権化や行・財政機構の拡充を促進する要因にはなりえなかった。

例えば、戦乱が引き続いた17世紀中葉において、兵士として従軍したシュラフタは、「軍事集会」を核とする軍隊内の自治制度に依拠し、財政基盤を強化するために共和国の国制を中央集権化することに対して、総じて強い抵抗を示した。また、17世紀をつうじて、共和国の議会政治の中心は全国議会から地方議会に移行したが、この権力の遠心化も同時代に戦われた一連の戦争と深くかかわっている。かつては共和国の無政府状態を引き起こした要因として否定的に見られてきたこの状況は、戦争状態への対応の一つのあり方として再評価されつつある。近年の評価によれば、戦乱に伴う国政の混乱に直面したシュラフタ社会は、軍事・財政上の権限を中央から地方議会に移し、地方レベルの自治を強化することにより、柔軟に国家の危機に対応することに成功したのである³⁷⁾。

おわりに

ここまでにおいて、諸国家体系（ウェストファリア体制）、宗派化、戦争（「軍事革命」論）という三つの論点から、戦争と国家形成に関するブルクハルトの議論を検討してきた。「軍事革命」論が、どちらかといえば後の国民国家につながりうる、集権的な国家形成に重点をおいてきたのに対し、「複合国家」における社会構造と政治体制の有り様を理解するうえでより適切な射程と方法論を、ブルクハルト説は提示しているように思われる。その立論において、近世ヨーロッパにおける諸国家体系の形成という重要な問題を正面に据えたことが、このことを可能にしたと考えられよう。ネイションの形成が進みつつも、トランスナショナルな傾向を色濃く内包していた、近世ヨーロッパの特徴は、諸国家体系の形成と表裏一体をなすものであったからである。さらには、宗派形成と宗派化、歴史的政治文化と記憶の問題など、複合国家の形成を促進する他の重要な要因にも目配りがなされていることが、議論に厚みをもたらしている。

もっとも、すでに述べたように、ブルクハルトの議論が、ドイツ史学に固有の文脈をふまえつつ、神聖ローマ帝国の国制枠組みを再評価することを前提として着想されたことには、一定の留保が付きねばならない。そのうえで我々に求められているのは、ブルクハルトの議論から触発されつつ、帝国をふくむ中欧をこえて、ヨーロッパ東部から大西洋沿岸、さらには植民地空間までも視野に入れながら、近世ヨーロッパ

36) ここまでの論述は、以下の文献による。古谷大輔「近世バルト海世界とスウェーデンの軍事革命」、渋谷編『研究成果報告書』38-43頁。

37) ここまでの論述は、以下の文献による。小山、前掲論文、47-50頁。

における「恒常的戦争状態」の歴史的意味を再検討することである。

ともあれ、わが国の学界において、「近世ヨーロッパにおける戦争と国家形成」に関するブルクハルトのシェーマがさらに議論の対象とされ、これを契機としてさまざまな個別研究が発展することを祈念しつつ、本稿を閉じることにしたい。

付記：本稿を脱稿後、明石欽司氏による単著の存在を知った（明石欽司『ウェストファリア条約——その実像と神話』慶應義塾大学出版会、2009年）。本稿を補う研究として、参照されることをお勧めしたい。

（島根大学教授）

『西洋史学』投稿規定

投稿規定および執筆要綱（ワープロ原稿）

- 1 投稿は会員（『西洋史学』個人定期購読者）の方に限ります。まだ会員でない方は、投稿時に入会（定期購読）の手続きをおとりください。（入会案内ページ <http://www.let.osaka-u.ac.jp/seiyousi/info-0.html>）
- 2 必ず印字された原稿とともに、フロッピーディスクもしくはCD-ROMをお送りください。投稿にあたり印字原稿を3部提出してください。
- 3 原稿は横書きにしてください。原稿枚数については、本文・註・図表の全体で次の範囲内です。字数にはスペース部分も含ましますので注意してください。論文＝43字×40字で19枚（400字詰原稿用紙換算で80枚）以下、ノート、フォーラム、動向＝48字×45字で11枚（同60枚）以下、書評等＝23字×45行で6枚（同10枚程度）。その際、図表は本誌1頁（B5）分を占めるものは前述フォーマットの原稿2枚分、半頁分のものは1枚分として換算したうえで原稿枚数に加えます。なお、規定の分量を超過した場合には、ほぼ自動的に書き直しをお願いすることになります。
- 4 編集作業中、原稿分量を計算する際の便宜に、本文と註は同じ大きさの活字を使用し、原稿1頁当たりの行数を同じにしてください。活字の大きさや行間の幅を変えるなどの編集は行わないでください。
- 5 註は論説の末尾にまとめ、1）、2）のように上下括弧で番号を表記してください。（既刊の『西洋史学』を参照してください）。動向の場合、文中では著者と出版年で文献を指示し、論説末に文献リストを置くという方法を認めます。
- 6 欧文の記載に際しては、必ずワープロやタイプライターを使用し、一つのまとまった書物として出版されている著作、雑誌の表題には、下線を引きイタリックの指示をほどこしてください。
- 7 図表は別紙に書き、挿入箇所および本誌頁中に占める大きさを指示してください。なお、図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理してください。
- 8 欧文レジュメ（800語程度）および目次用の英文タイトルを付けてください。なお、査読の対象になりますので、ネイティヴチェックを受けることを推奨します。
- 9 初校は執筆者にお願いしますが、その際、新たな書き直し、削除等の変更は受け付けられません。
- 10 編集委員からの要請による場合を除き、一度投稿された原稿（フロッピー・図版等を含む）の撤回、差し替え、修正には応じられません。また、採否にかかわらず、原稿の返却は行いません。
- 11 原稿の種類と連絡先（住所、電話番号）、Eメールアドレス（持っている場合のみ）を明記してください。海外滞在中あるいはその予定がある場合は、日本での連絡先を必ず併記してください。
- 12 投稿規定が守られていない原稿、論文としての体裁が整っていない原稿については受理できません。

送付先 郵便番号560-8532 豊中市待兼山町1-5

大阪大学大学院文学研究科西洋史研究室内

『西洋史学』編集部